



岐阜労働局 発表  
令和2年11月30日(月)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹 監察監督官 下田 貴裕 電話 058-245-8102

## 外国人技能実習生を雇用する事業場に対する監督指導結果、 送検状況（令和元年）を公表します

### ～ 労働基準関係法令の違反率は72.9% ～

岐阜労働局（局長 畑 俊一）は、県内の7つの労働基準監督署が、令和元年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」<sup>(※)</sup>）を雇用している事業場に対して実施した立入調査等（以下「監督指導」）、送検の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれます。

#### 1 令和元年の監督指導・送検の状況

- 監督指導を実施した 425 事業場のうち 310 事業場 (72.9%) で労働基準関係法令違反が認められた。違反率は、前年から1.3ポイント増加した。（別紙の1(1)）
- 主な違反事項は、①労働時間 (26.1%)、②割増賃金の支払い (18.6%)、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (17.2%) の順に多かった。（別紙の1(2)）
- 重大・悪質な違反により送検したのは4件である。（別紙の2）

#### 2 5年間の推移

- 監督指導対象事業場数は年々増加している。違反率 (72.9%) は、3年連続で全国平均の違反率を上回っている。（別紙の1(1)）
- 主な違反事項別の違反率は、5年連続で労働時間が最も高い。賃金支払、安全基準、健康診断の違反率は概ね横ばいであり、割増賃金、労働条件明示の違反率は減少傾向にある。（別紙の1(3)）
- 主な業種別の違反率は、繊維製品製造業 (83.0%) が最も高くなっている。（別紙の1(4)）

岐阜労働局及び労働基準監督署は、監理団体および事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

※ 岐阜県は、全国で8番目に多い15,921人（令和元年12月末）の技能実習生を受け入れています。（参考）

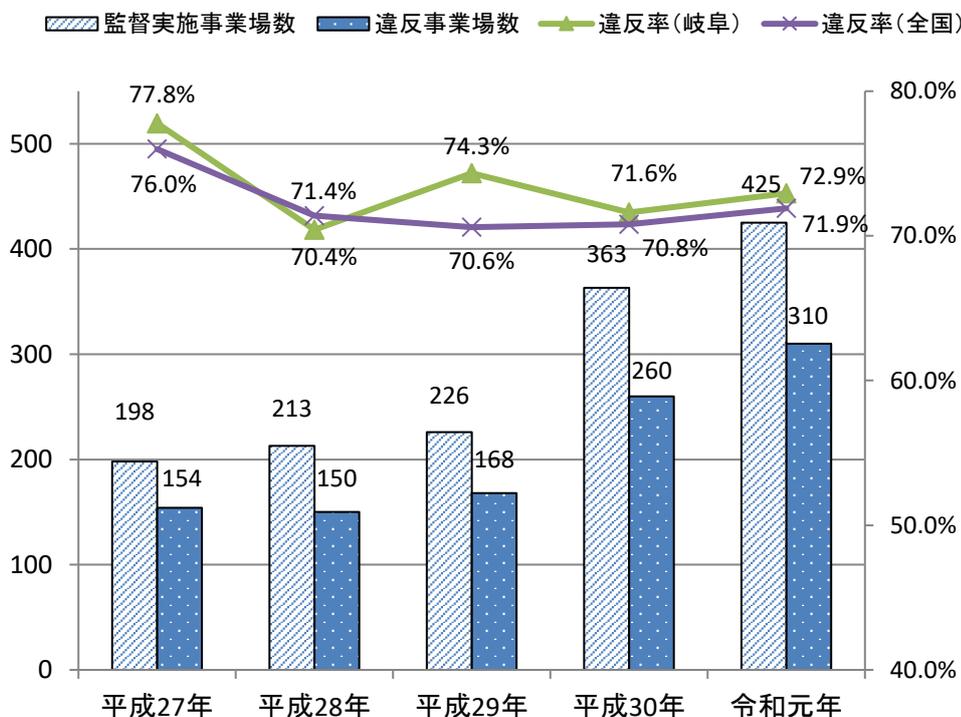
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和元年)

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和元年)

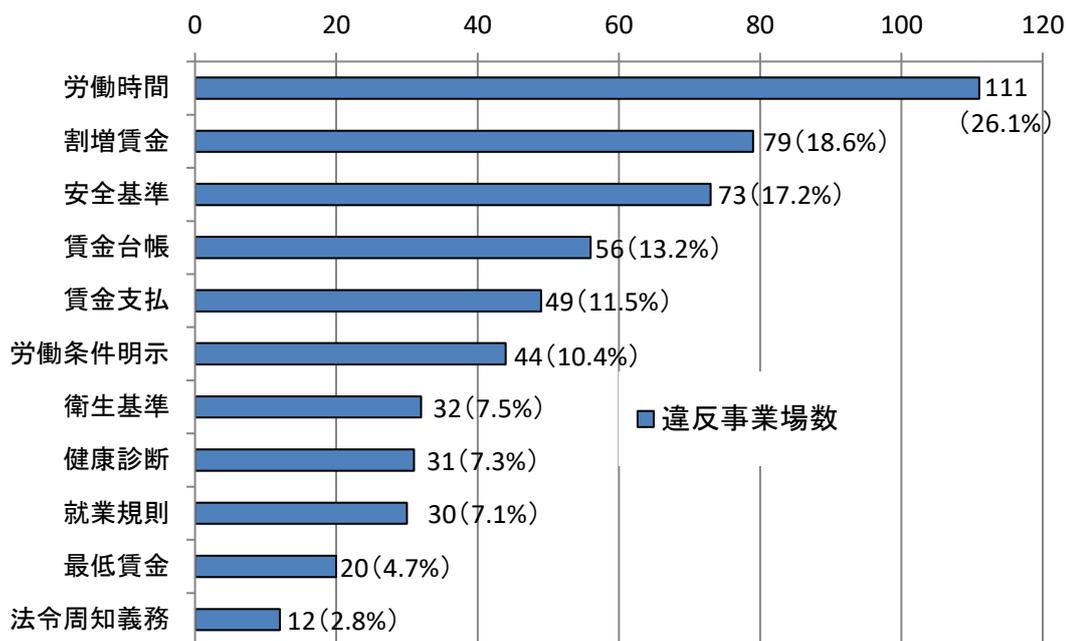
### 1 監督指導状況

(1) 県内の労働基準監督署において、技能実習生を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対し425件の監督指導を実施し、その72.9%にあたる310件で労働基準関係法令違反を確認した。

〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間(26.1%)、②割増賃金の支払(18.6%)、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(17.2%)の順に多かった。



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な事項別の違反率

労働時間の違反率は、長期的には減少傾向にあるものの、5年連続で最も高い。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
主な違反事項	労働条件明示	11.6%	15.0%	14.2%	12.9%	10.4%
	賃金支払	13.6%	11.7%	10.2%	7.2%	11.5%
	労働時間	30.3%	29.6%	33.2%	24.8%	26.1%
	割増賃金	28.8%	20.7%	27.4%	19.6%	18.6%
	最低賃金	15.7%	6.6%	7.1%	2.2%	4.7%
	安全基準	25.8%	19.2%	14.6%	19.8%	17.2%
	健康診断	8.1%	8.5%	6.6%	9.9%	7.3%

(4) 主な業種別の違反率

繊維製品製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、建設業は増加。食料品製造業、繊維製品製造業、建設業は平均を上回っている。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
主な業種	食料品製造業	76.9%	84.6%	72.0%	78.9%	77.4%
	繊維製品製造業	80.4%	62.5%	78.3%	75.3%	83.0%
	木製品・家具製造業	75.0%	72.7%	83.3%	90.0%	70.6%
	化学工業	69.2%	80.0%	85.7%	72.4%	72.2%
	窯業土石製品製造業	100.0%	75.0%	60.0%	76.0%	68.8%
	金属製品製造業	75.0%	72.0%	70.6%	68.3%	69.7%
	一般機械器具製造業	77.8%	55.6%	66.7%	69.2%	48.1%
	電気機械器具製造業	80.0%	100.0%	100.0%	50.0%	70.0%
	建設業	87.5%	88.9%	80.0%	63.6%	77.8%

(5) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

特に繊維製品製造業では、労働条件明示、賃金の支払、割増賃金等において、最も高い違反率となっている。

	合 計	違 反 率 ( %)	製 造 業										建 設 業	農 業	そ の 他	
			食 料 品 製 造 業	繊 維 製 品 製 造 業	木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	化 学 工 業	窯 業 土 石	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 機 械 製 造	左 以 外 の 製 造 業				
監督指導実施事業場数	425		31	88	17	36	32	89	27	10	19	23	27	5	21	
うち違反事業場数	310		24	73	12	26	22	62	13	7	10	18	21	3	19	
違反率(%)	72.9		77.4	83.0	70.6	72.2	68.8	69.7	48.1	70.0	52.6	78.3	77.8	60.0	90.5	
主な法令違反の内容	労働基準法第15条 (労働条件明示)	44	10.4	1	13	2	5	1	8	3	1	3	3	1	3	
	同法第24条 (賃金の支払)	49	11.5	5	15	2	6	1	9		1	3	3	2	2	
	同法第32条 (労働時間)	111	26.1	7	20	3	16	10	24	5	2	4	10	5	4	
	同法第34条 (休憩)	3	0.7	1			1								1	
	同法第35条 (休日)	3	0.7				1		1						1	
	同法第37条 (割増賃金)	79	18.6	3	27	2	6	3	16	3	2	1	7	6	3	
	同法第89条 (就業規則)	30	7.1	2	5	1	3	1	8	2			2	3	1	2
	同法第106条 (法令等周知)	12	2.8		4		5	1						1		1
	同法第108条 (賃金台帳)	56	13.2	1	21	2	2	5	5			2	1	10	2	5
	最低賃金法第4条 (最低賃金)	20	4.7		12		3		2						1	2
	労働安全衛生法 安全基準	73	17.2	8	1	6	8	8	18	5	2	2	6	6		3
	健康診断	31	7.3	2	6		7	2	5	1			3	2	1	2

## 2 送検状況

令和元年に労働基準監督署が送検した件数は4件であった。

平成27年以降に送検した全24件のうち、縫製業が22件と約9割を占めている。

なお、全国における令和元年の送検件数は34件であった。

年	署	業種	送検内容
27年	多治見	食料品製造業	時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	鋳物業	時間外労働
28年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜八幡	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
29年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
30年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	時間外労働・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	書類の廃棄
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働
令和元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告

### 3 事例

#### (1) 監督指導の事例

##### 事例

「技能実習生に月 80 時間を超える時間外労働を行わせている。」との情報に基づき、監督指導を実施

##### 概要

金属製造業の事業場について、「技能実習生に、36 協定の上限時間である月 80 時間を超える時間外労働を行わせている。」との情報が寄せられた。

調査を実施したところ、技能実習生 6 名を含む労働者 10 名に、36 協定の上限時間である月 80 時間を超える時間外労働を行わせており、うち 4 名については 100 時間を超える時間外労働を行わせていた。

特別条項の回数の限度（年 6 回）も超えており、長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導の体制も整備されていなかった。

##### 指導内容

- 1 時間外労働を 36 協定の範囲内とすること、特別条項を適正に運用することについて指導した。

**是正勧告** 労働基準法第 32 条違反

- 2 月 80 時間を超える時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施するよう努めること、面接指導の対象者の社内基準、実施方法、申出方法等を整備することについて指導した。

##### 指導の結果

- 1 従来は日勤の終業時刻と夜勤の始業時刻の差を残業で対応することとしており、長時間の残業が発生していたため、シフト間の空き時間をなくす勤務シフトに改めることにより、残業時間が月 60 時間以内に短縮された。
- 2 社内の面接指導制度を整備し、月 80 時間を超える時間外・休日労働を行った希望者全員を対象に面接指導を実施することとした。

## (2) 送検の事例

### 事例

技能実習生からの申告を端緒に捜査に着手、長期間の賃金不払等により送検

#### 捜査経過

技能実習生から、縫製業の事業場において、①賃金が最低賃金以下で支払われている、②時間外労働の割増賃金が法律どおり支払われていない、との申告がなされた。

関係資料や技能実習生への聴取内容から、概ね申告内容と同様の状況が確認されたが、監督署の調査に対し、事業主は、技能実習生の申立どおり基本給が 70,000 円であり、残業の時間単価が 500 円であることを認めず、監督署に虚偽の報告をするなどしたため、作業場、事業主の自宅などの搜索差押を行い、証拠を収集した。

客観的な証拠資料があるにもかかわらず、なお、事業主が被疑事実を認めず、証拠隠滅を図る恐れが認められたため、事業主を逮捕し、送検した。

#### 被疑事実

##### ○事業主

- 1 所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を支払わなかったこと。  
違反条文 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）  
労働基準法第 37 条（割増賃金の支払）
- 2 有効な 36 協定を締結することなく、時間外労働を行わせたこと。  
違反条文 労働基準法第 32 条（労働時間）
- 3 労働基準監督署に虚偽の報告を行ったこと。  
違反条文 労働基準法第 104 条の 2（虚偽報告）

## 4 岐阜労働局と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、岐阜労働局では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報(※1)した件数は12件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報(※2)された件数は126件であった。

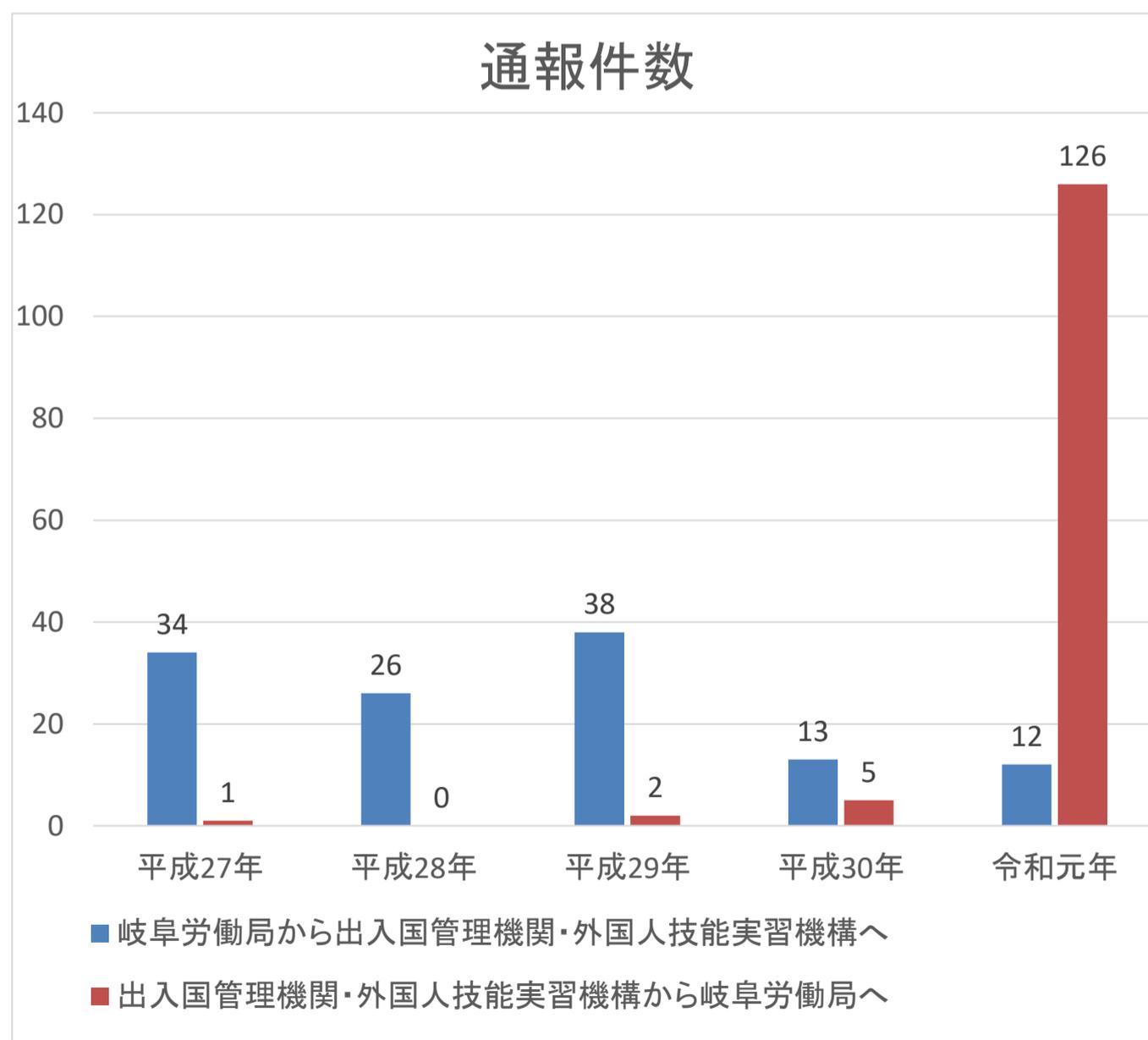
※1 岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

岐阜労働局において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報する事案

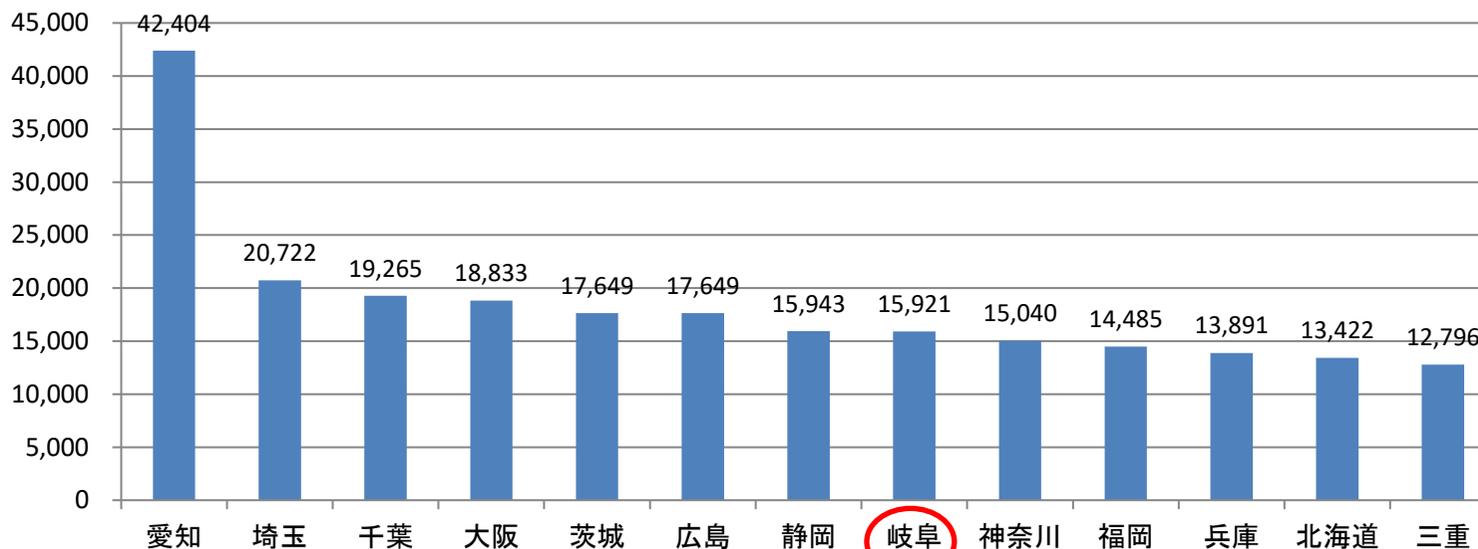
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」(平成30年11月設置)における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



# 主要都道府県別技能実習生数

令和元年末



全国合計 410,972人

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」

## 岐阜県内の技能実習生 主要国別内訳(令和元年10月末現在)

ベトナム	5,842人	岐阜労働局「外国人雇用状況届」
中国	5,501人	
フィリピン	767人	
インドネシア	516人	